

流山市福祉手当の支給の見直し（案）について

流山市では、流山市福祉手当の支給に関する条例（平成 19 年条例第 44 号）の規定に基づき障害者手帳取得者に対し、障害の種別、等級、課税状況、公的サービスの利用状況に応じて福祉手当を支給しています。本制度は、障害者に対する在宅福祉サービスが不足していた昭和 53 年から障害者の生活の安定と福祉の増進を目的に支給してきたものです。

制度の発足から 35 年が経過し、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化しました。

ホームヘルプや生活介護、就労支援、グループホーム、地域活動支援センター等の在宅福祉サービスの充実が図られて来たことで福祉手当の意義は、制度発足当時と比べ薄れたものとなっています。

これからは、福祉手当のような現金給付を見直し、障害者やその家族が真に求める新たな施策への転換が必要と考えます。

そこで、貴審議会に意見を求めるため下記の点について諮問するものです。

記

1 現金給付からサービス給付への転換について

障害福祉制度が変革する中、障害者総合支援法による障害福祉サービスや介護保険による介護サービスの充実が図られて来ました。今後も障害者からのニーズは多様化し、障害福祉サービス給付費の伸びも大きくなるものと想定されます。限られた財源を有効に活用し、今後必要となる新たなサービスへ転換する必要があると考えます。

そこで、福祉手当の支給の見直しを図るため、今後市が重点的に取り組むべき新たな施策についての意見を求めるものです。

2 支給対象者の範囲について

現在の福祉手当の支給内容は、「資料 2」のとおりとなっています。特徴として手帳の等級が 1 級の重度障害者だけでなく障害の軽い方にも支給しています。障害の種別により支給額に違いがあることへの不公平感について指摘されています。必要な障害者への適正な支給の必要性に鑑み、課税・非課税の所得要件の導入

も含め、支給対象者の範囲と支給額の適正化について意見を求めるものです。

3 介護サービスや障害福祉サービスを利用した時の福祉手当の半額減額措置について

介護保険の介護サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用した場合、サービス利用への転換を促し、継続的にサービス給付を利用していただくことを目的に福祉手当を半額に減額し、一度でも利用したら、利用を中止した以後も手当は半額としています。サービス給付を利用した時の全額廃止も含め支給の適正化について意見を求めるものです。